

社会福祉法人三崎二葉会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三崎二葉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21の規程に基づき役員(理事及び監事及び評議員(以下役員等) という) の報酬等について定める。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給する。その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤職員等については、業務に応じた報酬を支給する。ただし賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤職員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬は、別表2に定める額

(2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表3に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、施設職員の給料支給方法に準じて支給する。

2 非常勤役員等の支給については、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

(公表)

第6条 当法人は、当規程をもって、社会福祉法第52条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は2017年4月1日より施行する。

別表 1 (理事長の報酬)

- ① 理事長 月額 50,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

- | | | | |
|-------|---------------------|-------------|-------------|
| ① 評議員 | 評議員会議への出席 | 日額 10,000 円 | |
| | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | | 日額 10,000 円 |
| ② 理事 | 理事会等会議への出席 | 日額 10,000 円 | |
| | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | | 日額 10,000 円 |
| ③ 監事 | 監事監査等への出席 | 日額 10,000 円 | |
| | 理事会等会議への出席 | 日額 10,000 円 | |
| | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | | 日額 10,000 円 |

別表 3 (非常勤役員等の旅費)

- 1、職務のため出張を命じられたときは、旅費を支給する。
- (1) 運賃 {鉄道賃(普通)、航空賃(エコミー)、諸車賃(公共交通)}
 - (2) 日当 県内、県外の普通日当 一日 1,800 円、半日 900 円
 - (3) 宿泊費 実費を精算 (一泊 15,000 円以内)
- (上記の旅費請求の書式は施設職員の書式に準じる)